

富里市農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱

(平成24年1月30日告示第13号)

改正 平成27年4月1日告示第79号 平成28年3月28日告示第44号
平成31年3月29日告示第100号 令和4年3月18日告示第34号
令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、災害により被災した農地及び農業用施設の復旧に要する経費に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、富里市農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、早期の災害復旧と農業経営の安定化を図り、もって本市の農業の振興に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、地震、暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、農地（市内農業振興地域内の農地に限る。以下同じ。）又は農業用施設（農地の維持管理又は利用増進のために用される用水路、排水路及び農道をいう。以下同じ。）に生じた埋没、崩壊、冠水等の甚大な被害につき、当該農地又は農業用施設の原形復旧を目的として実施する災害復旧事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の対象としない。

- (1) 災害復旧事業に係る経費が30万円未満のもの
- (2) 耕作の用に供されていない又は現に耕作していない土地に係るもの
- (3) 効用及び機能の回復が見込めない又は経済効果が小さいもの
- (4) 設計不備、施工粗漏、維持管理不良等に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (5) 他の事業の施工中に生じた災害に係るもの
- (6) その他この補助金の目的に照らし市長が不相当と認めるもの

(補助対象事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者は、次のとおりとする。

- (1) 農地に係る災害復旧事業にあつては、50アール以上の一団の農地につき、共同で災害復旧事業を行うことを目的とする市内農業者2名以上の団体とする。
- (2) 農業用施設に係る災害復旧事業にあつては、土地改良区及び土地改良事

業を共同で行うことにつき知事の認可を受けた団体並びに畑地かんがい組合（畑地のかんがいを目的として、かんがい施設の維持管理を共同で行う団体をいう。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（補助割合）

第4条 補助割合は、次のとおりとする。ただし、国又は県の補助対象となる災害復旧事業に対し、市が当該事業への補助を併せて行う場合にあつては、国又は県の定めるところによる。

(1) 農地災害復旧事業 事業者負担額の10分の5以内

(2) 農業用施設災害復旧事業

ア 用水路の災害復旧に係るもの 事業者負担額の10分の5以内

イ 排水路の災害復旧に係るもの 事業者負担額の10分の10以内

ウ 農道の災害復旧に係るもの 事業者負担額の10分の10以内

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定による補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 見積書
- (3) 案内図、工事位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第8条の規定による補助金等交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 前条第2項の通知を受けた者は、事業内容の変更をしようとするときは、規則第14条の補助事業変更等承認申請書を市長に提出して承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(実績報告)

第8条 第6条第2項の通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第15条の規定により事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(確定通知)

第9条 市長は、前条の報告を受けて補助金の額を確定したときは、規則第16条の規定による補助金等交付確定通知書により通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の通知を受けた者は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 第6条第2項の通知を受けた者は、規則第19条の規定により補助金の概算払による交付を受けようとするときは、補助金等概算払(前金払)等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 当該目的以外の用途に使用したとき。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年3月16日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成27年4月1日告示第79号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第44号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第100号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。